

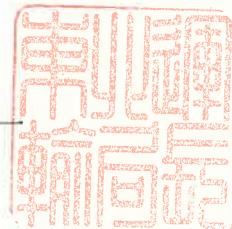
公 示

公示第 6 号

「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月27日付け公示第40号）を別紙のとおり一部改正したので公示する。

平成26年4月25日

東北運輸局長 長谷川 伸一



一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準(平成25年9月27日付け公示第40号)

改正	現行
公示	公示
制定 平成25年9月27日 公示第 40号 改正 平成26年1月27日 公示第114号 改正 平成26年4月25日 公示第 6号	制定 平成25年9月27日 公示第 40号 改正 平成26年1月27日 公示第114号
「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を下記のとおり定めたので公示する。	一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準
平成25年9月27日	平成25年9月27日
東北運輸局長 長谷川伸一	東北運輸局長 長谷川伸一
記	記
一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。	一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の法令違反について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定める。
なお、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第85号)は、平成25年10月31日限り、廃止する。	なお、「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第85号)は、平成25年10月31日限り、廃止する。
1. 通則 (略) 2. 法令違反に係る点数制度 (略) 3. 自動車等の使用停止処分 (略) 4. 事業の停止処分 (略) 5. 許可の取消処分 (略)	1. 通則 (略) 2. 法令違反に係る点数制度 (略) 3. 自動車等の使用停止処分 (略) 4. 事業の停止処分 (略) 5. 許可の取消処分 (略)
附 則	附 則
1. この基準による行政処分等は、平成25年11月1日から施行する。 2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日ににおいて未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行いう場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となる	1. この基準による行政処分等は、平成25年11月1日から施行する。 2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日ににおいて未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行いう場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となる

ときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31までの間ににおける違反行為については、廃止前の「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第85号)により行政処分等を行うものとする。

4. この基準の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この基準により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則(平成26年1月27日 公示第114号)

1. この基準による行政処分等は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る基準の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

附 則(平成26年4月25日 公示第6号)

1. この基準による行政処分等は、平成26年5月1日から施行する。

ときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があつたものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31までの間ににおける違反行為については、廃止前の「旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第85号)により行政処分等を行うものとする。

4. この基準の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この基準により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則(平成26年1月27日 公示第114号)

1. この基準による行政処分等は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る基準の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する。

別表第1

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

新旧対照表

適用事項	新 反 行 事 項	新 反 行 事 項	基準日車等		過 用 系 項	基 準 日 車 等	基 準 日 車 等
			初違反	再違反			
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項から運輸規則第21条第6項まで(略)	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車	20日車	新設		
運輸規則第21条第7項 運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車					
運輸規則第24条 第1項、第2項以下(略)							

別表第2

○一般質切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

新旧対照表

適用条項	違反行為	基準	日
適用条項	初違反	基準日車等再違反	初違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項から運輸規則第21条第6項まで(略)			
運輸規則第21条第7項 運輸規則第21条の2	乗務員の体調悪化時等における措置義務違反 運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	警告 10日車 20日車	
運輸規則第24条 第1項、第2項以下(略)			